

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

いつから？

開始時期について

- 子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料（5月納付分）**より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。

$$\text{一般保険料} + \text{介護保険料} (\text{介護納付金分}) + \text{子ども・子育て支援金} (\text{子ども・子育て支援納付金分})$$

※健保組合は、子ども・子育て支援金の代行徴収的な位置づけになります。

何に使う？

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国が**こども未来戦略「加速化プラン」**の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

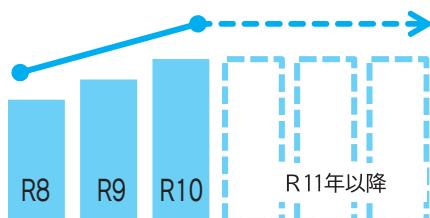
<加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付
- 出生後休業支援給付率の引き上げ
- 育児時短就業給付 等

いくら支払う？

どの程度の負担額か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



支援金額の計算方法

(標準報酬月額 × 支援金率) × (標準報酬月額 × 支援金率) = 毎月の支援金額

※支援金率は、令和8年度からスタートし、令和10年度にかけて**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されます。

(参考) 各年度における支援納付金の総額
(医療保険制度全体)
R8年度…約6,000億円
R9年度…約8,000億円
R10年度…約1兆円

- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように**右肩上がりで増え続けることはありません**。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。

(上記は令和7年5月時点の内容です)

健康保険組合連合会

※ こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。